

ながさき
長崎グループホーム火災の教訓よこはまし
横浜市グループホーム連絡会かいちょう
会長 室津 滋樹

今年一月八日未明、長崎県大村市の高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で発生した火災は入居者七名が犠牲となる大惨事となった。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、このような大惨事を再び繰り返さないためにも様々な方向からの検証と徹底的な原因究明が必要だと考えている。

日本グループホーム学会は一月十三・十四日に現地調査を行った。短時間の調査だったが、いくつかの問題点が浮かび上がってきた。①地域との連携の問題(立地上の問題)②職員の勤務体制及び管理者の勤務体制の問題③建物の安全性の問題④建設業者主導で進められるグループホーム設立時の問題。

とりわけ地域との連携の問題は重要だ。同館は「地域の中にあるグループホーム」という理念とはかけ離れた場所にあった。周辺に民家はなく、山林を造成してつくられた敷地に建てられていた。消火栓も五百メートル以上先までなく、消火にあたってはホースを何本もつなぎ、途中でポンプ車が必要だったという。

地域の支援がない環境にあったため、火災が起きたとき、救出、初期消火、通報などすべてをグループホームスタッフのみで行わなければならないなかつた。もしも地域の中に

あればいろいろな人が駆けつけてくれたに違いない。

地域の支え合い、助け合いとは縁のない場所にグループホームが設置されたのはなぜだろう。なぜ長崎県は許可したのだろうか。

火災後の報道ではスプリンクラー等の設備がなかったとの指摘が多くあった。消防庁が中心になって検討を進めているグループホームの防火対策でもスプリンクラーの設置が議論されていると聞く。しかし、その前に、消火栓もなく、近隣住民の支えもない場所にグループホームがつくれられ、認可されたことが問題なのではないか。

グループホームは火災だけに対応すればすむわけではない。大きな地震や津波、洪水、がけ崩れ、盗難をはじめとする犯罪などのリスクもある。どれだけ設備を強化し職員体制を手厚くしても、あらゆる事態に対応することは不可能と言わざるを得ない。

地域で暮らす高齢者や障害者を守ることは、本人や職員だけの力だけでは不可能なのだ。地域の連携こそが極めて重要なのに、この視点がないままグループホームが建設され、認可されていることに大きな問題を感じる。この火災の責任を、同館を運営していた有限会社や管理者個人のみを負わせるわけにはいかない。本質的な原因を究明し、問題点を解明することによってこそ、この大惨事を教訓にできる。

現状を見ると、人里離れた場所や、病院や敷地内にもグループホームは設置されている。しかし、グループ

平成18年度予算で低所得者の利用者負担額全額助成!!

横浜市・低所得者のサービス利用を支援

一月二十三日、横浜市は平成十八年度予算案を発表。障害者自立支援法施行にともない四月から開始される定率の利用者負担に関する対応策を打ち出しました。

平成十八年度予算で障害者自立支援法負担額助成事業費を新設。市民税非課税世帯(「低所得1」「低所得2」)の在宅サービス利用者に対しては、利用者負担額全額助成をおこなうとしています。

平成十八年度四月から三年間の激変緩和措置として低所得者のサービス利用を支援するために設けたものと説明しています。

また障害者地域作業所及びグループホームの法定事業移行支援として運営委員会型の作業所やグループホームが新たな事業体系に移行できるよう、法人格取得の支

援と必要な経費を助成するとして、この課題については、連絡会としては、運営委員会型の今後の必要性についても十分検討し、また今あるグループホームの長期的安定が得られるように制度充実にうはかつていくのかを横浜市とも話し合いながら時間をかけて検討していきたいと考えています。

グループホーム制度については平成十七年度と同じ予算となっていますが、障害者自立支援法実施となる十月に向けて、今後の動向を見ながら、横浜市のグループホーム制度について市と話し合っ

ていきたいと考えています。また平成十八年度予算には、知的障害者入所更生施設二カ所(入所定員合計百十名分)の建設費補

助とさらに二カ所分の設計費補助が出ています。大きな流れとして障害者自立支援法で示されている入所施設・病院からの地域移行と定員削減計画と、新たに横浜市で作られている施設との関係をどう整理するのか、横浜市の入所定員削減と地域移行をどう進めるのか、地域移行を考

える場合の大きな受け皿となるグループホームの充実を横浜市としてどう進めるのか、今後の非常に重要な課題であり、横浜市としての方向性を求める必要があります。

連絡会は、九月六日横浜市に「グループホーム制度についての要望」を提出。障害者自立支援法成立に伴う変化への対応とグループホーム制度および関連する制度について要望してきました。

また一月十日には、三連絡会合同で平成十八年度予算への緊急要望をいたしました。

以下、グループホームについてこれまで横浜市に要望してきた内容について概略を掲載します。

障害者自立支援法の成立にもなる変化への対応について

制度が変わることで混乱が起きないように万全の体制をとること。障害者自立支援法実施後も現行のサービス水準を維持すること。これまで通り横浜市のグループホーム制度がA型かB型かによってサービス内容が異なることのないようにすること。

定率負担について

横浜市のA型グループホーム入居者が月々グループホームに支払っている家賃・光熱水費・共益費・援助料額を平均すると60000円となり、ほぼ年金収入にあたる額を支払っていることになり、入居者にこれ

以上の内容を掲載します。

以下、グループホームについてこれまで横浜市に要望してきた内容について概略を掲載します。

障害者自立支援法の成立にもなる変化への対応について

制度が変わることで混乱が起きないように万全の体制をとること。障害者自立支援法実施後も現行のサービス水準を維持すること。これまで通り横浜市のグループホーム制度がA型かB型かによってサービス内容が異なることのないようにすること。

上の負担を求めるとは困難だと
思われます。定率負担の実施にあ
たっては、生活保護基準以下の収
入の人については、横浜市として
免除する方向で検討してほしい。

グループホームのあり方につ いて

障害者自立支援法で考えられて
いるグループホーム制度には、評
価できる場所もありますが、危
惧すべき内容も含まれています。

これまで横浜市で培ってきたグ
ループホームのあり方が変質して
しまうことのないように障害者自
立支援法の欠点については横浜市
が補うことを検討してほしい。

① 報酬の日額払いについては、
入院時などに入居者の援助を
継続できなくなったり、スムー
ズに退院できなくなったり等
の問題があります。入居の継続
ができなくなる人がでないよ
うに減額分の補填を検討して

ほしい。

② グループホーム入居者のヘル
パー利用ができなくなることに
ついて、必要な入居者への
ホームヘルパーを外部委託で
きるように加算をおこなうか、
横浜市独自のヘルパー派遣の
しくみを作るか等検討してほ
しい。

③ 現在、移動介護としておこな
われているガイドヘルパーは
障害者自立支援法のもとでは
横浜市の制度となります。グ
ループホームで入居者のガイ
ドヘルパー利用ができるよう
になって、入居者への個別対応
は飛躍的に進みました。引き続
き入居者がガイドヘルパー制
度を利用できるようにしていほ
しい。

④ グループホーム運営の規制緩
和がすすむ中で、一カ所に複数
ユニットまたはひとつの建物
に多数の障害者が集中するよ
うな状況にならないよう、横浜

市としての基準を考えてほし
い。

⑤ 施設・病院の敷地内ホームを
認めることのないようにして
ほしい。

運営基盤の強化について

障害者自立支援法のもとのグ
ループホーム運営については、複
数ホームに居住する一定人数を一
定地域の中で援助していくとい
う考え方が取り入れられています。
サービス管理責任者を置いて、入
居者の支援計画に基づいて援助
していく体制を求められること
なっています。

A型グループホームも含め、横
浜市のグループホームの運営体制
の強化を積極的にすすめていく必
要があります。運営基盤の強化策
の実現をはかってほしい。

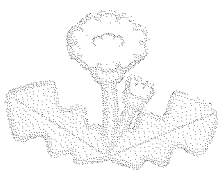
また入居者の暮らしを長期にわ
たって一定レベルに保つために何
をすればいいのか、新しい時代の

支援のあり方について、支援セン
ターの関わりのある方についても
検討してほしい。

グループホーム予算の確保を

自立支援法では市町村、県、国
の障害者計画を策定し、必要な
予算を積み上げていくことになり
ます。障害者計画が横浜市、神奈
川県、国と積み上げられていく過
程で、新設ホーム数が抑制される
ことのないように、新設の希望に
ついては積極的に認め、グループ
ホームを増やしてほしい。

また国が入所施設縮小の方向性
を出している時に、施設新設の計
画があることについて、横浜市の
施設全体に関する方向性を示して
いただきたい。



自立支援法

二月九日の社会保障審議会において、障害者自立支援法におけるグループホーム・ケアホーム事業の詳細が示されました。国の制度に基づいて、横浜市の制度について、横浜市と検討していくことが必要になります。

入所施設から地域の暮らしへ

厚生労働省は障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的な考え方として、グループホーム等の充実をはかり、施設入所・病院から地域生活への移行を推進するとしています。さらに平成二十三年度までに六万人の障害者が施設入所・入院からグループホーム・福祉ホーム・一般住宅等に移行するという見通しをたてています。

今回、障害者自立支援法実施により厚生労働省が掲げる六万人の人たちが入所施設・病院から地域

に移行できるかどうか、六万人の人たちの最も大きな受け皿となるグループホームが量・質ともに充実されることが鍵となります。

障害者自立支援法下のグループホーム

新しい法の下では、グループホームの考え方が大きく変わります。グループホームは共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)事業という名称になります。

共同生活援助のサービス内容は、食事や掃除等の家事支援、日常生活上の相談支援等です。共同生活介護では、右記のサービスに加えて、食事や入浴、排泄等の介護が加わります。

共同生活介護ではこれまでの世話人だけの体制に加えて、介護に携わる援助者として生活支援員と呼ばれる職員が配置され、また障害程度区分に応じて夜間の援助体制も求められます。

さらに複数の住居(入居者数

30名)に対して一名以上の割合でサービス管理責任者を置き、入居者の生活全体を視野に入れた支援をおこないます。個別支援計画の作成、入居者が受けているサービス内容の評価と日中活動事業者との連絡調整等をおこないます。

グループホーム・ケアホームの事業運営

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)については、個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居を全てとしてとらえ、標準的な事業規模(30人)への移行を進めることで安定的な事業運営をはかるものとしていきます。

世話人は全体の利用者数に対して配置。生活支援員は利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。つまり配置基準に基づいて一人の援助者が複数のホームを援助することもあります。

また事業所に夜間の緊急時等の

対応を義務づけ、夜間の支援体制に対応した報酬上の評価がおこなわれます。一住居の定員は二人以上となります。

入居の対象者になるのは?

障害程度区分判定で区分二以上の認定を受けた人は共同生活介護(ケアホーム)の対象者となります。障害程度区分一か非該当という判定を受けた人は共同生活援助(グループホーム)の対象者となります。

たとえばケアホームの対象と認定された場合、その障害の程度に応じた介護体制や夜間の援助体制が整っているホームでの生活を用意することが事業者には義務づけられます。ケアホーム対象となつた人とグループホーム対象となつた人が一緒に暮らす場合、介護を必要とする人にあわせた援助体制が義務づけられます。

小規模事業者に対する経過措置
当面、標準の規模に達せず小規模で運営せざるを得ない事業所については、小規模でも最小限の夜勤と世話人を確保できるよう三年間の経過的な加算をおこなうとしています。

施設・病院敷地内ホームについて

今回の自立支援法の検討過程で入所施設・病院の敷地内にあるものをグループホームとして認める可否が議論となりました。

この問題が問いかけているのは、グループホーム・ケアホームとは何か？地域福祉とは何か？という本質的なことだと思います。

グループホームは、地域の中にある「地域の暮らしの場」として全国的に展開されてきました。しかしこれまで統一された認識がない中で施設や病院の敷地内にグループホームと称するものが存在することも事実のようです。

障害を越えてグループホーム・ケアホームという制度を一本化する過程で、様々な矛盾をどう整理するかが大きな課題となりましたが、グループホーム・ケアホームのあり方については改めて考えておく必要があります。

様々な人たちが生活している地域で、いろいろな考え方を持った人たちと交わりながら暮らしていくことがグループホーム・ケアホームには欠かせないのです。

地域にどんなに課題が山積していても、地域の中に理解を求めていく取り組みを続けなければ障害者が暮らしやすい地域にはならないと思います。敷地内ホームを容認することは、障害者に対する社会的な偏見を肯定する結果をまねき、障害のある人々を「塀の中」に閉じこめていくことを助長するものです。

地域移行型ホームは過渡的なもの

今回、敷地内ホームは地域生活

への移行プロセスを支える「地域移行型ホーム」という位置づけとなり、個々の利用期間を二年間とし、日中活動の場を外部に求めること等の条件を満たす場合に限定するものになっております。

今後、地域移行型ホームで暮らす人たちが確実に地域の中の住居に移行していくことを見守り続けに行くことが必要です。

グループホーム・ケアホームの規模

今回、厚生労働省案では一つの生活単位の上限は十人とされており、また既存の資源（通勤寮や福祉ホーム、支援寮などを含む）を活用する場合は、生活単位が二つ（20人）まで可能とされています。

さらに都道府県知事が認めた場合は生活単位が三つ（30人）まで可能となります。

十人の規模のグループホームが一つの建物に二、三個ある状態を暮らしの場と呼べるのか、はなはだ疑問です。厚生労働省は住居一

個あたりの利用者が八人以上の場合には報酬を減らすということで大規模化を防止する策を出していますが、さらに施策上の工夫が必要ではないかと思えます。

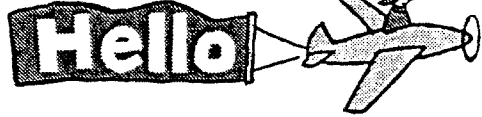
障害者自立支援法をきっかけに

障害のある人たちが地域の中で普通の暮らしを送ることができるよう時代が来るのかどうか、非常にむずかしい局面にあると思います。

これまで入所施設や病院から出たくても出られなかった人々たちを地域へ移行する流れが国の施策として動き始めているのです。この流れを逆流させることなく、横浜市においても実現しなければならぬと思います。

そのためには質のいいグループホーム・ケアホームをたくさん増やしていく取り組みが必要です。また入所施設の関係者とも連携して入所者を地域に出していく具体的な取り組みを進めていくことも必要です。

あたららしい仲間です!



グループホーム
アしがりや

高崎敬輔
たかぎ けいすけ

男子の人数3人 女子の人数1人 すんでいます。
月曜日から金曜日まで 兼にかよっています。
夕方はいかにいったりサンボにいります。
夕方はあまごしめています。テレビを見ている。
ごはんはみんなでたべています。
リビングでみんなとはなしをしています。
白壁はおうちにかえています。
ちやわんをあらっています。せんたくものをほめています。
おこずかいちょうをつけています。
そうじもやっています。
オムカウ うたかすきです。
織袋の手伝もしています。
ごこはパパン(パン屋さん)はたういています。

入居者4名とスタッフ
2名で生活をしています。
横浜とはい之自然いっばしの場所です。
ブルーベリーで大切にしていることは
入居者の方々がリラックスしながら
生活を送るということです。そんな中で僕たち
スタッフが心にかけていることは入居者一人一人の可能性
に気づいていくということです。可能性に気づければ
とんどん生活が豊かになっていける実感しています。
地域の方々にも感謝の気持ちでいっぱいです。
これからも一歩が可能性を広げていけて
リラックスできる そんなホームを
目指しています。

グループホームブルーベリー

グループホーム

ひまわり

火 水

松村さん 加藤三
の歌 熱唱中です。

金 土

そして黒川さんは
今晩ラーメン食べる

何故かマクドナルドを
帰る職責

グループホーム

きのこ

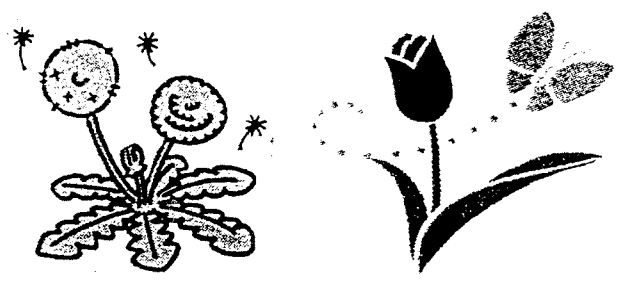
☆渡辺 信広 ☆
デカレンジャーと
ドラえもんが好き!!
1人でバスに乗る
仕事に行けるよ。
レジー

☆進 友雄-一郎 ☆
みんなと暮せ2楽しい。
そうじと洗たく
かばんは2いるよ。
TDLが大好き。

☆福田 昌弘 ☆
甘いものと音楽を
こよなく愛する28才
口ぐせは「あんぱん」
くら

☆安井 正樹 ☆
またきのこのみんなと
遊びに行きたい!!!

☆小林 雅弘 ☆
カラオケドライブが好き
十八番は「アスカ-4」の歌
ラビ
5?



自立支援法下におけるグループホームについての意見と要望

十二月五日の社会保障審議会においてグループホームの施設や病院の敷地内設置についての議論がおこなわれました。

これらの議論に対して、連絡会はグループホームのあり方について整理しておく必要があると考えました。定例会等で話し合ってきた内容をまとめ、十二月十六日に「自立支援法下におけるグループホームについての意見と要望」を厚生労働省に提出いたしました。

横浜市グループホーム連絡会が活動をはじめた二十二年になります。障害を持った人たちがその家族の「まちの中で暮らしたい」「障害があっても普通の暮らしをした」という思いが、横浜のグループホーム発展の原動力となりました。

多くの課題を抱えつつもこの

たび成立した障害者自立支援法によって、地域での暮らしに不可欠なサービスの財源が義務的経費となることは画期的なことであり、精神障害者も含め、すべての障害者が利用できる制度となる可能性をもっていることについても評価しております。

しかし一方で、障害者の生活を根本から変えてしまうような事態もかなりの確率で起こりうるものと思われ、私たちは大きな不安を感じております。ことにグループホームについて、これまでの施策で生じた矛盾をグループホームという名の下に包括してしまう方向に進められていることに危機感を抱いております。以下の点につきまして再度、ご検討頂きたくお願い申し上げます。

地域の中にあつてこそそのグループホーム

知的障害者と精神障害者のグループホームを一本化するにあたって、グループホームの敷地内設置についての議論が十二月五日に開催された社会保障審議会においておこなわれています。

この審議会に知的障害者福祉協会と精神病院協会より敷地内設置を求める意見書が提出されていますが、この中で述べられていることは、これまで私たちが作り上げてきたグループホームと全く異なるものと思えます。

精神病院協会が述べている理由に、「社会的偏見がなお強く、地域住民からの反対運動が多く、病院の近くや敷地内に作らざるを得なかつたことがある」とあります。また「今後も自治体が主体的に啓発し、反対運動にも対応して自ら居住施設を設置することを行わなければ敷地内の新たな建築や既設建物の転換がされざるを得ない」と書かれています。

私たちがグループホームを地域

の中に作っていく過程は、障害のある人たちと地域の人たちが共に生活していくための具体的な作業の積み重ねです。時には地域の反対を受けながらも一つ一つ理解を求めてきた積み重ねがあります。

「グループホームを作る」ということは、「箱物を作る」作業ではありません。決して建物が重要ではないということではありませんが、グループホームが「障害のある人が地域で暮らすための施策」であることの本質はここにありま。地域を掘り起こしていくことに重点を置いてきたこと。これこそが地域のなかで障害者が生きていける基盤を作り上げていく鍵になるのだと思えます。

自治体の啓発を頼みに、それまでは敷地内にあることもやむを得ないという考えでは、地域に出て行く日が来るとは思えません。敷地内ホームを容認することは、「精神障害を持った人たちが病院の管理下で暮らしている限りにお

私たちがグループホームを地域

いては安心」と思っている人たちの偏見を肯定する結果をまねき、障害のある人たちが「塙の中」に閉じこめていくことを助長するものです。差別偏見を再生産することがあつても、地域の中に本当の理解を求めていくことにはならないと思います。

「塙の中の自由」が障害者の求める自立でしようか

さらに精神病院協会の意見書は「敷地内居住施設であつても、利用者が自らの意思で社会生活を享受できる状況であれば、地域社会生活を行っていることに間違いなく、問題視することはおかしいと思われ」と述べておりますが、これは事業者側の一方的な意見だと思ひます。施設や病院を出て地域で暮らしたいと願う障害をもっている人たちが、施設の中で限られた人たちに囲まれた人生を希望されているとは思えません。グループホームが作られるきっかけ

となつてきた「地域のなかで普通の暮らしがしたい」との障害者の思いは、地域の中でいろいろなかの中で暮らすことであつて、限られた人たちの中で暮らすことではないと思ひます。

病院や施設の敷地内には、いろいろな人たちが入り交じつての暮らしはありません。様々な人たちが生活している地域で、いろいろな考え方を持った人たちの中で、障害を持つて生きていくことの合意を培つていく作業の繰り返しが地域の中にはあります。地域の中にははじめから差別のない状況があるのではなく、差別をなくしていく取り組みが日々行われてこそ、「地域の中で障害者が暮らす」という将来が見えてくるのではないでしようか。

敷地内の暮らしの場を「地域で暮らす場」であるグループホームと同じものとして包括することは、障害者にとつて将来的に取り返しのつかないほど大きな損失をもた

らします。このことは決して受け入れることはできないものと考えます。施設の空き問題も含め、施設をどうしていくのかについては、いろいろアイデアをもつときちんと検討すべきではないでしようか。また今後の施設の役割をどう考えるのかということについても明らかにしていく必要があるのではないでしようか。

本当地域の中で長期安定してけるグループホーム制度を

入所施設や精神病院におられる障害者六万人を地域の中にとつて厚生労働省の方針は非常にすばらしいと思ひます。これは是非実現の方向で一緒に進めて行けたらと思ひます。

六万人の地域での暮らしの場の確保を考えたとき、グループホームを増やしていくことが重要課題となりませんが、そのためにはグループホーム制度の充実こそが検討されなくてはならないと思ひま

す。三百六十五日の援助体制をきちんと組める財源の確保がまず必要となります。

今のグループホーム制度では、必要な援助体制が組めないため、支援費制度開始以降、多くの入居者がホームヘルプ制度を併用して援助者を確保しております。自立支援法においては、グループホーム入居者のホームヘルプ制度利用はできないしくみとなるのとありますが、必要な援助を確保できるだけの報酬がグループホームに付かなかつた場合、多くのグループホーム入居者の暮らしは行き詰まつてしまひます。グループホームが行き詰まつてしまえば、グループホームという制度そのものの崩壊につながります。

必要な援助体制を確保できる制度になつていかなければ、グループホームの数は増えないと思ひます。増えないから敷地内のものを作るとか、施設を転用して間に合わせようという考え方は容認でき

ません。このような方法が認められるならば、自立支援法が障害者の自立を支援する法律であるとは言えないのではないのでしょうか。

入院しても暮らせるためにも月単位の支払いを

日額払い制になるという変化がどのようなことをもたらすのかも不安のひとつです。

昨年四月にひとりの入居者が癌で亡くなりました。障害程度は中程度の知的障害の方でした。平成十二年に発症してから毎年、入院・手術を繰り返し、病状は徐々に悪化していきました。昼間もグループホームで暮らすことになりました。その人のいたホームは、障害の重くない人たちのグループホームなので体制は厚くなく、昼間の援助体制が組める状況ではありませんでした。その変化を補ってきたのは昼間のホームヘルパー利用です。また知的障害のある人に現状を伝え、その人の病状の変

化を見ながら医療現場との調整をおこない、だんだん増える薬の日常的な管理をするといったことが職員の大きな仕事となりました。

最後は訪問看護もお願いして、体の状況の変化に的確に対応し、本人の不安な気持ちを支えながらホームでの生活が続きました。そしていよいよ終末の時期を迎え、本人の希望により入院して、そのまま病院で最期の時を迎えました。

この人の生活はホームヘルパーの派遣なしには支えられず、また日額払い制では支えられなかったと思います。数ヶ月にわたる入院

になれば、運営費が入ってこない状況でその人を抱えてのホーム運営が成り立たなくなりそうです。そうなればその人にとって最も心のよいところであるホームやその職員が必要な時期に、そのよりどころを失うということになります。入院を繰り返す人たちに生活のよりどころであるグループホームを失わせる結果をもたらすことにな

ると思います。当然、スムーズに退院することもままならない事態をまねくこととなると思います。

必要な援助に対応できる報酬単価に

また障害の軽い人の単価が激減するのではないかと不安も強くなります。障害自体は軽くても様々な経過の中で自己が確立できないままの状況におかれている人がいます。精神的に不安定になりやすく、人間関係をうまく保つことがむずかしい人たち。社会的にいろいろなトラブルを引き起こすことになったり巻き込まれて被害を受けることになったりしやすい状況におかれている人たちがいます。その人たちの自立に向けて寄り添い、つきあい、話しあいながら取り組んでいくには、個別の対応と長い時間がかかります。この

ような取り組みがおこなわれてはじめて、何とか大きなトラブルもなく生きていく人たちがグループ

ホーム入居者の中にいるという現状をきちんと見ておく必要があります。

どうしても福祉の枠の中での対応を迫られてしまう現実がありますが、社会の中で生きている障害者の状況をきちんと見て施策内容を考えていただきたいと思ひます。必要な支援がきちんと行われることが、結果として別の費用を削減することになる場合がたくさんあると思ひます。

食事提供はグループホームの主要なサービスです。

グループホーム・ケアホームの食事提供について、事業者の意とされております。

私たちは食事の提供はグループホームの主要なサービスだと思ひています。栄養のバランスを保つことが困難な人たちにとって、食事の提供は健康管理の基礎となるサービスです。また食事提供は、援助者と入居者とのつながり、言

葉を超えたコミュニケーションという側面も持つっており、心と体、両方の安定に深く関わっているものだと思います。

入居者からの求めがあった場合、あるいは食事提供がその人の援助にとつて必要とされる場合には提供を義務づける応諾義務として位置づけるべきであると思います。また自分で食事を作つて食べたいと望んでいる入居者についても、自分でできるようになるにはきめ細かい援助が必要になることもあります。入居者の状況にあわせた援助が基本であると思います。

(巻頭ページ)「長崎グループホーム火災の教訓」よりつづく

ホームとは「スタッフの援助を受けながら小規模で暮らす」という「形」だけ整っていればいいのではない。地域の中にあつて、地域の人たちと自然に関わりながら、地域の人たちに支えられ、同時に

十一月二十三日勤労感謝の日にはバス三台を借り切つてソレイユの丘に行つてきました。参加者も多くバスの定員いっぱいの人が参加しました。
午前中は、デイキャンプ場の芝生の上でビンゴ大会。屋外でのビンゴ大会は初めてでしたが、大きな声と数字を書いたカードを使つて無事、参加者全員がビンゴに加で、景品も当たりました。
ビンゴが終わつたら屋外でのバーベキュー。テーブルごとに一つの炉を使い材料を調理して食べ

入居者部会



ました。焼き方は様々でしたが、みんなおいしいと食べていました。となりのテーブルの人たちとおしゃべりをして仲良くなった人もいました。使つた食器の後片づけもみんなでワイワイとおしゃべりしながらやりました。

午後は、体験プログラムに参加。パンとバター、アイスクリーム、ソーセージ、キャンドル、プチオカリナそれぞれ申し込んだコースに参加しました。パンやアイスクリーム、ソーセージは、作ったその場で食べました。みんなおいしかったです。

花摘みをした人もいてきれいな花を抱えてバスに戻ってきました。今回のバスハイクでは、リフトバス二台を借りることができ、車いすの人も参加しやすい企画となりました。当日は心配していた雨も降らず、渋滞に巻き込まれることもなく、とても楽しい一日を過ごすことができました。

(スマイル・荒木 弘子)

ソレイユの丘感想文

ゆうあい港南 北村 忠司

十一月二十三日(水)横浜駅西口天理ビル前に集合して、九時にバスが出発して、十時にソレイユの丘に到着して、十時半から交流ビンゴ大会をやりました。

体験プログラムで、ほくはパンとバター作りをやりました。パンをネコの形に作りました。バターを作るときピンを振るのがたいへんだつた。

帰りは、十五時半にバスに集合して、十六時に出発しました。十七時に横浜駅に到着しました。あと少し時間があれば温泉とか入つてみたかったです。

ほくは、友の家の南部さんとかいろいろなグループホームの人にあえてうれしかった。



体験プログラム プチオカリナ作り

協力会員募集!

まちの中で くらしている障害者の声や
声をお届けする機関紙「まちの中で」を
発行しつづけるために ご支援をお願い
いたします。

会費 (年) 1口 2000円
振替 ... 00280-7-73608
横浜市グループホーム連絡会

※ 協力会員になっていただいた方には
機関紙をお送りいたします。

基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のために
みなさまのお手元でねまわっている未使用の
テレホンカード、オレンジカード、ビール券、
商品券などの ご寄付をお願いします。

送先・横浜市グループホーム連絡会
〒231-0833 横浜市 中区本牧満坂10
本牧生活の家 045-623-5318
事務局

新年度の協力会費
振り込みお願い
いたします。

住所変更など
ありましたら お知らせ下さい

ありがとうございました。〈2004・12～2006・2〉

〈協力会費〉

柿内 幸子 牧野 カツ子 浅見 悦子 若林 千波
藤尾 彦枝 本多 敬子 溝口 祐子 錦戸 糸子
青木 千賀子 植田 利美子 飛田 利美子 加藤 ヨシ子
早川 康弐・美佐 森下 博子 早川 吉則

〈寄付〉

牧野 カツ子 水野 翔子 溝口 祐子 堀井 逸子

〈テレホンカード〉

西田 幸子 牧野 カツ子 津田 富美子 田中 栄子

編集後記

さくらの季節、出会いの季節
障害者自立支援法がはじまります。
18年度 いい一年となりますよ
うに。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会
横浜市港北区鳥山町1752
横浜ラポール3F
編集人 横浜市グループホーム連絡会
横浜市中区本牧満坂10 本牧生活の家
TEL 045 (623) 5318
FAX 045 (623) 5319
郵便振込番号 00280-7-73608
名称 横浜市グループホーム連絡会
編集責任者 室津 滋樹
定価 100円